

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渡洋会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席)

第3条 役員が理事会（テレビ会議システムによる開催の場合を含む）に出席したとき、評議員が評議員会（テレビ会議システムによる開催の場合を含む）に出席したとき及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会（テレビ会議システムによる開催の場合を含む）に出席したときは、定款の規定に基づき、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 同日にあわせて法人及び施設運営等のために業務にあたった場合は、本条の報酬及び実費弁償費は支払わない。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬の支給及び方法)

第5条 役員等の報酬は、その全額を通貨で直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬から控除して支払うものとする。

2 役員等本人が報酬の全部又は一部につき、金融機関の本人名義の預貯金口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

3 役員等の報酬の支給日は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席の都度又は月額支給の場合は21日から翌月20日までを計算期間とし翌月末日に支給する。但し、支給当日が金融機関の休日に当たる場合は前日に繰り上げて支給する。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員等は、第3条を適用しない。

(改 正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規定は、令和5年6月23日より施行する。

この規定は、令和7年6月3日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理 事 会 出 席 報 酬 等 (日 額)	10,000 円 (源泉所得税控除後)	実費
評 議 員 会 出 席 報 酬 等 (日 額)	10,000 円 (源泉所得税控除後)	実費
評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 会 出 席 報 酬 等 (日 額)	10,000 円 (源泉所得税控除後)	実費

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
常 勤 理 事 業 務 報 酬 等 (月 額)	150,000 円 (源泉所得税控除前)	実費